

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年4月27日 沼津市立沼津高等学校・中等部

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、

★感染症法に基づく「指定感染症」に指定されています。

★この感染症に関して欠席した期間は、「学校保健安全法第19条による出席停止」として扱うことができます。

- 発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理をせずに自宅で休養してください。
 - 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日検温をしてください。その結果を記録するなどした後の対応は下の図によります。
- ※日々、情報が変化しています。以下については、現時点での対応の目安です。

風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続く場合
(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ
(呼吸困難)がある場合

〈上記の症状以外に…〉
・糖尿病、心不全、呼吸器疾患
等の基礎疾患のある人
・免疫抑制剤や抗がん剤等を
用いている人

4 日以上続いたら…

2 日程度続いたら…

症状が出たらすぐに

「帰国者・接触者相談センター」(東部(沼津市)・熱海・御殿場・富士の各保健所)に相談、
もしくは事前に医療機関に連絡した上で受診

東部…055-920-2081 熱海…0557-82-9125 御殿場…0550-82-1224 富士…0545-65-2156

《病院を受診する場合の注意事項》

- 「感染が疑われ、最寄りの保健所に設置されている帰国者・接触者相談センター」に相談した場合、受診を勧められた医療機関を受診する。
- 主治医等での受診を希望する場合、事前に医療機関に連絡した上で受診する。
- マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をする。
- 公共交通機関ではなく、できる限り自家用車を利用する。

《新型コロナウイルス感染症と診断された場合》

- 本人もしくは家族等が感染した場合、医療機関の指示に従うと同時に、速やかに学校へ連絡してください。

《日常の健康管理及び健康観察の徹底》

- 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください。
- 健康観察を徹底して行うこと。
- こまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて、温度、湿度の管理に気をつける。

《その他の注意事項》

● 基本的な感染症対策の徹底

- ・ ドアノブ、電車やバス等の吊り革などを介して感染する可能性があるため、外出後は、手洗い、うがいを必ず行う。
 - ・ マスクの着用、咳エチケット(タオル等で口を覆う)などの基本的な感染症対策を徹底する。
- ※ マスクが手に入りにくい状況ではありますが、洗濯可能な布製マスクを作成する、使い捨てマスクを使用する際、あて布(ガーゼやキッチンペーパー等)を挟む等、各家庭において工夫していただくとありがたいです。

● 不要不急の外出回避

- ・ 公共交通機関(バス、電車、駅等)、商業施設、映画館、レジャー施設等、不特定多数の人や多国籍の人がいる場所を避ける。
- ・ 中国をはじめ、海外渡航を避けるとともに、海外渡航者との接触はなるべく避ける。

(参考情報)

○ 関連情報ホームページ

- ・ 新型コロナウイルス に関連した感染症対策に関する対応について (文部科学省ホームページ)
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 新型コロナウイルス 感染症対策 の 対応について (内閣官房ホームページ)
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・ 新型コロナ ウイルス 感染症 について (厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html